（ 別 紙 ４ ）	住宅ローン

連生がん保障特約付団体信用生命保険概要

○連生がん保障特約付団体信用生命保険は、団体信用生命保険にがん保障特約を付加されています。ご夫婦または所定の書類を提出可能な同性パートナー同士による連帯債務で、債務者のどちらか一方が死亡、所定の高度障害状態に該当した場合または生まれて初めてがんに罹患した場合に、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われる保険です。保険金は債務の一括返済に充当されます。

項　　目	内　　容
１．保　険　会　社	カーディフ生命保険株式会社
２．保 険 契 約 者	当行
３．被　保　険　者	ご夫婦または所定の書類を提出可能な同性パートナー同士による連帯債務で連生がん保障特約付団体信用生命保険付帯の住宅ローンにお申込みのお客さま 加入時年齢が 18 歳以上 50 歳以下の方（付保年齢は 80 歳以下）
４．保険金受取人	当行
５．保 障 開 始 日	（１）団体信用生命保険 融資実行日 （２）がん保障 融資実行日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日
６．保険金支払事由	被保険者のどちらか一方において保障開始日以降に次の保険事故が発生した場合。 （１）団体信用生命保険 Ａ．死亡（被保険者が生死不明で、保険会社が死亡と認定した場合を含みます。） Ｂ．保障開始日以後の傷害または疾病が原因で、次の高度障害状態になった場合。 ａ．両目の視力を全く永久に失ったもの。 ｂ．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。 ｃ．中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 ｄ．胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 ｅ．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 ｆ．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 ｇ．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 h．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの。 （２）がん保障特約 被保険者がが保障特約の保障開始日以降に悪性新生物（がん）に生れて初めて罹患し、医師による病理組織学的所見により診断確定された場合。（ただし、「上皮内新生物（上皮内がん）」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚がん）」は除きます。）
７．保　険　金　額	支払事由発生時の住宅ローン残高相当額
８．保　　険　　料	不要 注．住宅ローンの融資利率は、年 0.4%上乗せとなります。
９．そ　　の　　他	・一部お取扱対象外の商品がございます。くわしくはローン窓口までお問合わせください。 ・保険金、診断給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」の契約概要等を必ずご確認ください。 ・債務者のどちらかが所定の保険金支払事由に該当し、住宅ローンが完済となった場合、もう一方の債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

以　上